

Q&A

① どんな団体が利用できますか？

添田町社協に団体登録していただいている福祉関係の団体と、社協会長が認める団体を使用できます。

② どんな時に利用できますか？

社会福祉を目的とした事業及びボランティア活動や、研修・視察、総会や大会などに参加される場合などに利用できます。

③ 利用できる時間は？

基本的には、**午前8時30分から17時15分**までとします。

また、1回の利用は2日以内で、1日の走行距離は約300km以内となっています。

～利用申込み及び変更等のお問い合わせ先～

添田町社会福祉協議会 そえだジョイ 3F事務所

住所 添田町大字添田1573番地 TEL 82-2600

受付時間 **月曜日～金曜日(午前9時～午後5時まで)**

※上記時間以外、祝日・年末年始はお取り扱いできませんのでご注意ください。

福祉車両のご案内



添田町社会福祉協議会

① 社協に団体登録

まず、社協に団体登録をお願いします。
登録申請は、常時行っています。
団体登録を行ってからの申請となりますので、早めに社協で登録をお願いします。

↑ 団体登録書です。

② 使用許可申請書の提出

登録をされたら、車両の使用許可申請書を提出し、利用日の14日前までに使用許可をもらってください。

なお、受け付けは車両利用日の2ヶ月前の1日から行います。

例: 利用日が8月5日の場合

受け付けは、6月1日からとなります。

↑ 使用許可申請書です。

④ ご利用日

ご利用当日は、注意事項を守り、安全運転で走行してください。

運行日誌は、必ず記入して提出をお願いします。

↑ 運行日誌です。

③ 乗車名簿の提出

車両の使用許可がでたら、車両利用日の7日前までに乗車名簿と**運転手の免許証のコピー**を提出してください。

↑ 乗車名簿です。

！ 注意してほしいこと！

- 行先は緊急の時(災害や事故など)以外には変更しないでください。
- この車両は、**禁酒・禁煙**です。
- ペットの同乗、また刃物などの危険物の持ちこみは**禁止**です。
- この車両の利用料は無料ですが、**有料道路通行料、駐車料金、燃料費、賠償保険**などの車両の運行に必要な費用は利用者の負担となります。
- ガソリンは、**満タン**にして返却してください。
- 車両は、**年末年始(12月28日から翌年の1月3日まで)**、点検日や故障の場合、社協が事業や災害、緊急を要する事務等でバスを使う場合は運休となります。
- バスは**12名以上**の参加がないと利用できません。
- 車両を利用される**団体以外の人**を乗せてはいけません。
- 小さいお子さまが利用される場合は、**チャイルドシート、ジュニアシート**がないと利用できません。
- 車両の故障や事故などが起きた場合は、**必ず連絡**をお願いします。

事故の対応について

全ての事故の責任は、利用者がもつものとなりますので、賠償保険(搭乗者旅行損害・行事用保険・ボランティア保険など)に**必ず加入**しておいてください。

ただし、走行中の事故においては、自賠責保険、添田町社協が加入する任意保険が適応できる場合があります。

注意事項を守り、安全運転で車両を運行いただくようお願いします。

もし、事故が起きてしまった場合は、すぐに添田町社協(0947-82-2600)に連絡をしてください。